

第267回（第21期第1回）

島根県内水面漁場管理委員会

日 時：令和3年2月22日（月） 13:00～

場 所：島根県松江市朝日町478番地18 松江テルサ 4階 研修室1

出席委員：嶺田直樹、門脇幹男、玉田一、錦織滋、二本木俊二  
藤原國利、林能伸、柳原知郎、高橋泰子、高原輝彦

1 開会

原事務局長が開会を宣言

出席委員が法定の定足数を満たしていることを確認

2 挨拶

三浦次長挨拶（省略）

3 議事

（1）会長及び会長職務代理の互選

（2）ゴギの繁殖保護について（協議）

（3）遊漁規則の変更について（報告）

（4）令和2年度増殖実績及び令和3年度増殖計画（報告）

（5）令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合西日本ブロック協議会の概要について  
（報告）

4 議事の顛末

原事務局長 それでは、定刻となりましたので、第21期第1回島根県内水面漁場管理委員会を開催したいと思います。

まず、委員の出欠状況について、10名全員御出席ということで、法定の定足数を満たしていることをご報告します。

また、本来は会長が議事進行をしますが、本日は第21期第1回の委員会ということですので、会長の互選まで事務局で会議の進行を務めますので、よろしく願いいたします。

続いて、次長、お願いいたします。

〔三浦次長挨拶〕

原事務局長 ありがとうございます。

それでは続いて、議事に入る前に、第1回ということですので、この内水面漁場管理委員会の組織及び機能について御説明いたします。

〔事務局説明〕

原事務局長 私からの説明は以上ですが、何か確認したいこと、分からないこと等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、委員の議席については、委員会規程の第6条によりくじで定めることになっていますので、くじを引いていただけますでしょうか。

〔くじ引きの結果、議席は以下のとおり決定〕

1番：高原委員	2番：林委員
3番：藤原委員	4番：高橋委員
5番：門脇委員	6番：玉田委員
7番：柳原委員	8番：嶺田委員
9番：錦織委員	10番：二本木委員

原事務局長 それでは続いて、議題1、会長及び会長職務代理の互選ですが、漁業法第137条及び漁業法施行令第12条により、委員の互選により選任するとされています。どのように選任いたしましょうか。林委員。

2番：林委員 私、何回か、これまで会議に出させていただいてお人柄が分かっておりますので、会長には幅広い見識を持っておられます宍道湖漁協の門脇委員、会長職務代理者には、学術的な視点をお持ちの島根大学の高原委員にお願いするのが適当と考えます。

原事務局長 ありがとうございます。

ただいま林委員から、会長を5番：門脇委員、会長職務代理者を1番：高原委員にお願いしてはどうかという発言がありましたが、委員の皆様、御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。（「異議ありません」「いいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。それでは、全委員異議なしということで、会長に5番：門脇委員、会長職務代理者に1番：高原委員を決定しますので、よろしく申し上げます。

それでは、門脇会長、一言御挨拶をいただけると喜びます。

〔門脇会長挨拶〕

原事務局長 ありがとうございます。それでは、会長職務代理者の高原委員もすみません一言申し上げます。

〔高原委員挨拶〕

原事務局長 ありがとうございます。

それでは、会長、以降の議事進行よろしくお願いいたします。

5番：門協会長 それでは、ただいまより議事に入ります。

初めに、規定により議事録署名者に1番：高原委員、2番：林委員を指名します。

続けて、議題2、ゴギの繁殖保護について事務局の説明を求めます。

〔事務局説明〕

5番：門協会長 ただいまの事務局の説明に対して、委員の皆様の質疑をお願いしたいと思えます。

4番：高橋委員 すみません、その前に質問させてください。

適用除外の承認申請書は、試験研究のためにゴギ以外のものを採捕するときに提出するというのでしょうか。ゴギを採捕するということではないですね。

竹谷書記 承認の基準として、委員会は公の機関によるゴギの繁殖保護を目的とした試験研究等に限り承認することができるとされています。そのため、ゴギ以外のものを採捕する場合でも何らかの形でゴギの繁殖保護に寄与する試験研究である必要があるかと思えます。

4番：高橋委員 一般の方が、こうした規則を知らないで採捕することも想定されますが、そうしたことは考えていないのですか。何年か前にも質問させていただいて、公民館とか学校の活動のときにこれを全部提出したことがあるのですが、この紙がどこにあるのかすら分からない状態で、勝手に違反しているように言われたことがありました。採捕数量を記入するにしても、採捕するまで分からないということもありますし、その辺りはどうなっているのかなと思ひ質問させていただきます。

原事務局長 島根県漁業調整規則において、試験研究による適用除外を受ける場合にも許可を申請する必要がありますので、こちらのことを言われているのかと思えます。

今回の委員会指示については、指定された河川で原則ゴギを含めた水産動植物の採捕が禁止されているなかで、ゴギの繁殖保護を目的とした試験研究のために採る必要がある場合には、違法にならないよう委員会の承認を得る必要がある、ということです。

利用者側からすれば面倒だなというところもあるのかもしれませんが、規定があるので、手続を経て、適法な形で活動をしていただければと思います。

三浦次長 すみません。おそらく、高橋委員の意図は、こういう手続があること自体がな

かなか一般に浸透していない中で、知らないのに急に違反だと注意されてしまうケースもあるということを、御心配されているのかなと思います。一応、地域には各水産事務所があって、周知には努めているつもりではありますが、行き届かない部分もあるかと思えます。どういう形で周知すれば一般に広く浸透して、手違いで違法性を問われるようなことがないようにできるかについてはまた考えさせていただきたいと思えます。

**5 番：門協会長** ほかにございませんか。

そういたしますと、ただいま事務局の説明の内容を了承することとして、議題2の審議を終了いたします。

続いて、議題3の遊漁規則の変更について事務局の説明を求めます。

〔事務局説明〕

**5 番：門協会長** 事務局の説明に対して皆さんからの質疑を受けたいと思えます。

**9 番：錦織委員** 斐伊川漁協です。今回、こうして変更申請を出させていただいたわけですが、斐伊川漁協の組合員は平成12年には1,620名いましたが、現在半減して令和2年末には847名と年々組合員が減少しています。また、賦課金、行使割等も年々減っている中、遊漁者の遊漁料についても、少しでも安い料金体系でなるべく多く来ていただきたいという思いから、役員の定数を削減し、管理費も極力抑えて今現在きているところですが、組合員のボランティアに頼る部分にも限界があります。やはりある程度は遊漁者にも負担してもらえればということから、今回、改定の運びにしたところでございます。

簡単に言いますと、遊漁者の日券については全て1,500円に統一して、年券については6,000円を7,000円に変更する予定です。今度3月14日に総代会を計画していますので、斐伊川漁協の総代会の決議を得て手続を進めていきたいと思っておりますので、何分にもよろしくお願ひ申し上げます。

**4 番：高橋委員** すみません。質問ですが、以前から遊漁料ってどういうふうにして金額が決まっているのかなと思っております、質問させていただいたことがあるのですが、こういった試算というのは県でされたわけですね。ほかの漁協に対してもこういったエビデンスがあって遊漁料が決まっているのかどうか。それが背景にないと勝手に決めているものと思われかねませんが、こういった試算結果を全ての漁協で持っているのですか。

**原事務局長** 当然、遊漁料の値上げをしようと思うとこういう場で議論しなくては行けないので、基本的には、漁場の管理や増殖に係る経費があって、それに対してどう負担して

いくかという、組合員と遊漁者の間で不公平のないような形で負担するという基本的な考え方の下で定められているものだと認識しています。

**4番：高橋委員** 全ての漁協に対して今の遊漁料が妥当かどうかを試算してあげるべきじゃないかと私は思います。今、漁業者も少なくなってきたということですが、時代によってなりわいに係る人数も変わってくるわけです。また、遊びも違ってくると思うと、そうした背景を全ての漁協で持っていれば、遊漁料の値上げや値下げに対して、それは妥当ですよねと言えるわけですよね。常に試算しておいてあげるほうがいいのではと思っています。

**三浦次長** すみません。私見ですが、結局それぞれの川の状況、経営の状況含めて、資源の状況もどうなっているのかも考慮する必要があると思いますし、なかなか紋切り型でこの試算がこうだからと、全部に当てはめてしまうというのは、なかなか難しいのかなと。

また、やはり漁協はその河川の中で漁業すること、管理することを含めて免許されているので、そこは県の側からというよりも、漁協の中でしっかりとした考えでどう管理していく、その中で遊漁者と漁業者の負担割合をどうしていくということを、漁協でしっかり考えていただくというのが免許者として必要なことなのかなと。

それでもし、今回みたいな試算をしてほしい、そういうことを考えたうえでこれからの費用負担を考えたいということであれば、我々もその都度、御相談には乗っていきたいと思っていますし、苦しい状況にあることは、恐らく県内どこも一緒だと思います。そういったお声があれば、またサポートしていきたいと思っています。

**10番：二本木委員** 斐伊川漁協の値上げについてですが、過去にもこういった申請の中で、行使料の値上げも前提ということでこれまでできています。今回、初めて斐伊川漁協からこういう形で提案をされて、恐らく行使料は現状のままで遊漁料だけを上げるということだろうと思います。それで、今言われた内水面漁業の組合員が減っている、一方で、増殖経費というのは全く減らすことができません。天然資源が減少して放流費や漁場整備にひどく経費がかかる状況ですが、漁場の利用割合を根拠とするということで今回提案がされました。恐らくどこの漁協も今後こういったケースが出てくる可能性は十分あると思いますので、私としてはぜひとも賛成をして、こういう形で遊漁料値上げするというのは、非常にいいことだと思っていますのでよろしく願いいたします。

**原事務局長** 基本的には一緒になって考えさせていただくのかなと思っています。漁協とも議論する、そういうことが大事と思っています。

**6番：玉田委員** 二本木委員が言われるように、管理費がどんどん増えるし、かといって

放流量を減らすわけにもいきません。なるべく、現行を維持したいという気持ちですが、組合員も減っていくなかで、管理費についてはカワウやサギの駆除なんかも結構あります。そういった経費もかかりますし苦慮して行っているところです。

4番：高橋委員 遊漁者に対する料金が安過ぎるのでは、というのはずっと言ってきたのですが、高くすれば遊漁者を制限してしまうことになり、それは認められないという話になるわけですね。だから妥当な数字というのを各漁協で持っておくべきではないかと思えます。

5番：門協会長 斐伊川漁協、江川漁協ともに組合員の減少に歯止めがかからないというお話でしたが、ほかの漁協も同様の悩みを抱えているということで、本当に悩ましいところではあります。

議題3についてほかにございますか。

7番：柳原委員 関連してですが、肢体不自由者の取扱いについてどうかという問題提起につきまして、各漁協で御協議いただいたようで今日結果が出ております。この間の御努力に対して敬意を表しますとともに御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

5番：門協会長 そういたしますと、事務局の説明の内容を了承することといたしまして、議題3の審議を終了いたします。

続きまして、議題4、令和2年度増殖実績及び令和3年度増殖計画について、事務局の説明を求めます。

#### 〔事務局説明〕

5番：門協会長 ただいまの事務局の説明に対して、質疑を受けたいと思います。

7番：柳原委員 資料4-2増殖計画の実績の対比表ですが、実績の単価が各漁協によってかなり幅があります。例えばアユですと、一番安いのが神戸川漁協で4,563円/kg、一番高いのが高津川漁協で5,902円/kgと千四・五百円、キロ当たりの単価が違います。また、ウナギについては、一番安いのが江川漁協の3,422円/kg、一番高いのが斐伊川漁協の7,845円/kg。またヤマメはどんな事情があったのか分かりませんが、一番安いのが江川漁協の1,420円/kg、一方で、八戸川漁協の17,156円/kgが一番高いです。漁協によって今までの購入先との関係、あるいは仕入れの時期や稚魚の大きさなどによる差異があるのかもしれませんが、こういう実態があります。これに対して、もし事務局から何かお答えがあればいただきたいですし、今後、こういったことで案外、各漁協の経営に関係する点も出てく

るかもしれませんが、少し御意見いただきたいと思います。

5番：門協会長 事務局。

原事務局長 一概に全ての魚種というわけではないと思いますが、一つはサイズの違いというのがあると思います。あとは購入する種苗業者によって、輸送費の有無とか、そういうところが影響しているかとは思いますが、申し訳ございませんが、個別に詳細までは説明することができません。基本的にはそうしたことで各漁協、各魚種でばらつきが出ているのではないかと。

10番：二本木委員 少し補足説明します。ウナギについては取引先によって単価が違います。種苗自体が非常に少ない中で単価に幅があり、取引先で全然違ってくると思います。アユとかヤマメについては、小型種苗を購入し、育ててから放流するまでの経費も含めて単価換算する場合と、直接購入した種苗を放流する場合の2通りがあると思っています。そうしたことで単価は変わってくると思います。

三浦次長 県の説明を付け加えますと、今、二本木委員がおっしゃっていたようなこともあり、単価はケース・バイ・ケースだと思いますが、我々の見方としてはある一定の幅の中で妥当な報告がなされているかどうかというのが一つ見方となります。その幅の中からずれた数字については、大きいとか小さいとかいうことで、漁協に事情を確認しないと判断できないなという数字はしっかり真偽を確かめて、委員会でも説明できるように臨んでいます。

太田課長 もう一点、先ほど経済性のことをおっしゃられていたので加えて。例えば、取引先に応じて値段が安いというのであれば、じゃあそこでみんなが買えばいいということになるのかもしれないですが、やはり、内水面の種苗を生産している企業は、総じて零細であり、規模が小さいケースが多いのかなと思っていまして、おそらく漁協もどこから買うのかというのは非常に苦労されていて、必ずしも安いところばかりからは買えないという実態もあるのではというふうに見ていまして、なかなか難しい事情もあるのかなと思っています。

5番：門協会長 よろしいですか。どうやら、サイズや取引先によって違うようです。

1点、これは宍道湖のワカサギのことなのですが、令和2年度の実績がほとんどなかったにもかかわらず、令和3年度に増殖計画を立てているのは、事務局の説明であったように、今年度は諏訪湖産のワカサギの入手ができなかったけれども、令和3年度は諏訪湖漁協から供給できますよというお返事をいただいて、令和3年度に計画を立てたので同じ数

字になっています。

ほかにございせんか。

ないようでしたら、議題4、事務局の説明を了承することとします。

続きまして、議題5、令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合西日本ブロック協議会の概要について、事務局の説明を求めます。

〔事務局説明〕

**5番：門協会長** 事務局の報告について、皆さんからの質疑を求めます。

ないようでしたら、事務局の説明内容を了承することとし、議題5の審議を終了いたします。

その他、全体を通して委員の皆様から何かございましたら。

**10番：二本木委員** この度、定款の一部変更があり、今後、総会の開催通知を出す場合には関係資料一式も同時に送る必要があります。今までは通知だけを先に出して、総会資料は漁協によっては当日に渡したり、1週間前に送ったりしていたのですが、通知と同時に出すということであれば、事務作業の負担を考えると3月中に総会を開催するのはどうなのかなという心配があります。

そこで、遊漁規則の変更のような総会承認後に手続きが必要なものを4月開催の内水委に諮ることは可能なのかなどどうか、お聞きしたいと思います。

**原事務局長** 委員会指示には3月末で期間満了となるものがあります。それを4月1日から発動できるようにということを考えると、3月中に委員会を開催したいと思っています。また、増殖目標についても、基本的に3月中に4月1日からの目標を示すというのが本来あるべき形なのかなと思いますので、3月中に何とか開催できれば、というのが事務局としての思いです。

**10番：二本木委員** 3月に1回、4月に1回開催ということは可能ですか。

**原事務局長** 4月開催もできなくはない。

**太田課長** 遊漁規則をいつから発動させるか。4月1日から発動させるとなれば、それは当然3月中にやっておかなければいけない。

**原事務局長** 告示等の手続がありますので、3月中に遊漁規則を諮問答申していただいたとしても、それからまた申請していただいて、認可という形になるかと思います。すみません。そこは研究させてください。

**10番：二本木委員** 可能であれば、我々も総会の日程を延ばす可能性もありますので、参

考までに見解をお聞きしました。

5番：門協会長 特に質問がないということで、その他を終了いたします。

事務局、次回の委員会の予定についてはどうでしょうか。

原事務局長 本日の話題にも上っていました遊漁規則の変更などについて、3月中の開催を予定していますが、先ほど少しお話もありましたので、3月末から4月初旬といったタイミングで次回委員会を開催したいと思っています。

5番：門協会長 以上で本日の議事は終了になりますが、これについて委員の皆様の見等ございましたら御発言をお願いします。（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員の皆様の御協力のおかげで提出された全ての議事について了解をいただきました。改めてお礼を申し上げまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

県職員及び事務局職員として出席したものの職氏名

農林水産部	次 長	三浦 順
水産課	課 長	太田 耕平
	漁場環境・内水面グループリーダー	曾田 一志
	企画員	高橋 一郎
松江水産事務所	所 長	飯塚 武志
	水産課長	伊藤 博理
	主 任	富田 賢司
浜田水産事務所	所 長	道根 淳
水産技術センター	所 長	川島 隆寿
内水面漁場管理委員会	事務局長	原 修一
	主任技師	竹谷 万理

以上、顛末を記し、その相違ないことを認証する。

令和3年2月22日

議 長 門脇 幹男

議事録署名者 高原 輝彦

議事録署名者 林 能伸